

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

八戸市

2 構造改革特別区域の名称

八戸IT人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

八戸市の全域

4 構造改革特別区域の特性

八戸市は、西方に八甲田連峰、南方に階上岳を臨み、朝日昇る太平洋に面した豊かな大地にあり、北東北の中核都市として発展してきた。過去6度も水揚げ量日本一を記録するなど、全国屈指の水産都市であり、水産加工業が集積している。また、農業については、地域特性を活かした多様な品目が生産されている。

昭和39年（1964年）の新産業都市の指定を契機に、八戸港における第二工業港の建設、第二臨海工業地帯や工業用水道、産業道路の整備など、産業基盤の強化が図られ、紙・パルプ、非鉄金属、鉄鋼、食料品などを中心に、臨海型・基礎素材型産業が集積している。

その後、平成元年（1989年）の頭脳立地法の指定などにより、八戸ハイテクパークとその中核施設である八戸インテリジェントプラザが整備され、八戸北インター工業団地をあわせた八戸グリーンハイテクランドを中心に、ソフトウェア業や電子部品、精密機械部品などの企業集積が進んでおり、高度技術産業の生産拠点を形成している。

情報通信技術（IT）の急速な普及は、市民生活や企業活動など、あらゆる分野において大きな変化をもたらし、いつでもどこでも情報ネットワークに接続できる「ユビキタスネット社会」の構築が進んでいる。こうしたなか、情報そのものが大きな価値を持つようになってきていることから、行政サービスの面からも、防災、医療、環境、教育など、多くの分野で質の高い情報サービスが期待されている。

当市では、「八戸市IT推進計画」（平成13年度～17年度）に続き、平成18年（2006年）4月には、「住民サービスの向上」、「行政事務の効率化」及び「地域IT産業の育成と振興」の3本の柱を目標に掲げた「e-八戸推進計画」（平成18年度～22年度）を策定している。

また、平成18年（2006年）に策定した第5次八戸市総合計画前期推進計画では、提供するサービスに対して市民満足度を高めるため、情報技術の積極的な活用により電子自治体を推進し、効率的で、質の高い行政サービスの充実を目指している。

今後は、プライバシーの保護や情報セキュリティに対し十分な対策を講じながら、住民

サービスの向上と行政事務の効率化を進めるとともに、地元企業の育成・振興、情報社会に対応した人材の育成に努めることが必要である。

一方、産業面においては、ITは地域産業の振興や雇用の創出等、地域経済の活性化に重要な役割を果たすことが期待される。IT企業の誘致促進やITベンチャー企業育成に向けた支援なども行っている。今後、多くの需要が見込まれる情報関連産業の展開を図っていくなかで、インキュベーション施設や中心市街地などでの空きビルへのIT関連企業の誘致・集積の促進は、市の新たな産業政策の柱となるものと考えている。そのため、企業誘致の支援策や優位性のPR、企業側のニーズに合わせた新たな支援策の検討、トップセールス等による積極的な誘致展開を進め、八戸インテリジェントプラザや中心市街地などを中心とした広域的なIT産業拠点の形成を目指している。

このような、IT産業拠点形成の一役を担う、ITベンチャー企業の創業を促す環境を整えるとともに、ITベンチャー企業が市の経済の牽引役として成長するよう、各種助成・融資制度の積極的な活用を促しているが、さらに多くのベンチャー企業の創業支援のためには、情報処理技術を有する人材の育成を促進することが不可欠である。

5 構造改革特別区域計画の意義

ITは地域の経済活性化にとって極めて重要な手段であり、今後もITの高度化や情報化の進展に伴い、IT人材の必要性が高まることが予想される。

このため、本市では、「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」の午前試験を免除する特例措置を適用し、地域の各産業分野で情報通信技術を有する人材の育成と輩出等を推進しながら、地域の産業再生や活性化を図るものである。

また、当該特例措置を活用した講座を開設することで、技術の向上や資格取得を目指す学生・求職者などが地域外から流入することも予想され、若年層の優秀なIT人材を育成・輩出することができ、社会人においてはキャリアアップ・スキルアップを図ることができる。これらの人材育成により、地域内の企業においても優秀なIT人材確保につながり、産業の振興、さらには地域情報化に寄与することも期待できる。

情報通信技術を有する人材の育成により、IT関連分野での就職率を上げ、地域内での人材基盤を確実なものとするとともに、ITを活用した地元企業の経営改善や、IT関連企業の創業や進出の促進を図り、地域雇用の創出と経済の活性化につなげるものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

【IT人材の育成】

今回の特例措置を活用することにより、「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」の午前試験を免除する講座を開設することが可能となり、受験者の負担が大幅に軽減されることとなる。これにより、初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験における合格率の向上が見込まれることから、当面の数値目標を 5

年後の平成 23 年度時点で「全国平均の合格率（平成 17 年度でそれぞれ 27.7%・13.5%）」として設定する。

この数値目標の達成に伴う IT 人材の増加・育成により、IT の重要性は理解しているものの、新規学卒者から採用することに不安を感じている中小企業や各機関・団体における IT 人材の就業増加が期待される。

【地域経済の活性化】

初級システムアドミニストレータや基本情報技術者の資格取得が促進されることにより、当地域の中小企業においては、IT 技術に通じた人材の確保や育成が容易になることから、IT 化への対応、経営の合理化・効率化が進み、企業としての体力強化が期待できる。

また、特例措置の活用により IT 人材の地域内からの供給、IT 産業を支える人材の育成等が進むことにより、本市が取り組む IT 企業の誘致、IT ベンチャー企業の育成促進が期待できる。

さらに、本市で開設される講座を受講するため、近隣市町村や岩手県北等からも学生が志望してくることが予想される。その結果、本市及びこれらの地域との間において人的交流が進むことにより、地域内の中小企業の IT 化が促進され、必要な IT 人材の需要も見込まれるなど、雇用の創出及び経済の活性化につながっていくことが期待できる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

近年の IT の急速な発展は、社会全体に大きな変化をもたらしており、IT は産業活動や私達の日常生活において、なくてはならない技術となっている。

本市においても、地域情報化に向け、より高度な電子自治体の構築を目指し、「住民サービスの向上」、「行政事務の効率化」及び「地域 IT 産業の育成と振興」の 3 本の柱を目標に掲げる「e - 八戸推進計画」を平成 18 年 4 月に策定したところであり、現在、その計画実現に向けて取り組んでいるところである。

このようななか、当該特定事業を実施することは、IT 人材資源の創出及び強化が期待され、地域の情報化、電子自治体構築にかかわる人材確保につながるものと考ええる。

また、地域における IT 人材の層が厚くなることにより、市民の IT 関連知識の向上及び市全体の地域情報化レベルの向上が図られ、「e - 八戸推進計画」の実現につながる効果があるものと考ええる。

一方、社会人にとっては、初級システムアドミニストレータや基本情報技術者といった幅広い業務分野に役立てることが可能な資格を取得し、さらに、このような資格をもとに、より高度な IT 技術を取得することは、個人のキャリアアップにもつながっていくものである。

さらに、本市には、八戸工業大学、八戸大学、八戸工業高等専門学校等の高等教育機関が立地しているため、今後連携を図り、この特例措置を活用して在学中に資格を取得する

ことも予想される。

こうした人材が、企業の情報化において中心的な役割を果たすことにより、地元企業のIT化、経営の合理化・効率化が進み、さらにはIT産業の活性化・集積促進につながっていくことが期待できる。

8 特定事業の名称

1131 (1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132 (1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【e - 八戸推進計画】

当市では、電子自治体の実現のため、IT技術を活用し、市民等に対してより便利で、質の高い各種行政サービスの提供や効率的な行政システムを確立するための仕組み構築を目指している。この計画では、次の3本の柱の達成を目指し、市が取り組んでいく情報化施策を掲げている。

(1) 住民サービスの向上

インターネットなどの情報通信ネットワーク技術を最大限に活用し、行政情報や地域情報について広く市民への情報提供を進めるとともに、インターネットなどを活用しながら、市民がいつでも、どこでも快適に行政サービスを受けられるよう、迅速で質の高い住民サービスの実現を目指す。

(2) 行政事務の効率化

庁内システムの全体把握からIT調達、費用対効果の検証など、ITガバナンスを担う組織体制の整備を進めるとともに、従来からの庁内の業務のあり方を見直したうえで、ITを活用した業務への変換を図り、経費の削減や行政事務の効率化を目指す。

(3) 地域IT産業の育成と振興

21世紀のリーディング産業として期待されるIT産業の活性化を図るため、地元IT企業やベンチャー企業への支援、人材の育成、IT企業の積極的な誘致活動を行い、IT産業の集積を図るとともに、産業全般で、ITを用いた経営革新に取り組む企業を支援し、地域経済の活性化を目指す。

【地域提案型雇用創造促進事業（厚生労働省委託）】

当市では、厚生労働省の委託を受けて、平成 17・18 年度の 2 ヶ年で地域提案型雇用創造促進事業を実施しており、環境・リサイクル・新エネルギー等の地域産業の再生・振興を通じた雇用創出を目指している。

具体的事業として

労務管理コンサルティング支援事業

人事戦略指導セミナー事業

環境ビジネス人材育成支援事業

新エネルギー産業技術者養成事業

八戸市民エネルギー事業を支援する IT 人材の雇用促進研修事業

八戸 UI ターンフェア

八戸エリアジョブフェア

雇用機会創出のためのインターネット等による情報提供事業

を実施しており、特に、「八戸市民エネルギー事業を支援する IT 人材の雇用促進研修事業」においては、当地域の産学官民で進めている「マイクログリッド事業」に必要な発電システム、電力供給運用システム、需要家サービスシステムなどの各種システム開発と運用保守に従事する IT 人材を育成し、雇用の拡大を図っている。

また、「雇用機会創出のためのインターネット等による情報提供事業」として、インターネット活用によるホームページでの求人情報の提供、求職者に対する求人情報のメール配信を行い、インターネット上での雇用拡大を図っている。

別 紙 1

1 特定事業の名称

1131(1143)

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

専門学校 アレック情報ビジネス学院(青森県八戸市廿三日町11)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社 サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

専門学校 アレック情報ビジネス学院

初級システムアドミニストレータ講座(サーティファイ併用)...表1参照(履修計画)

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座は、民間資格を取得するための試験「サーティファイ情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

また、平成17年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「サーティファイ情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、かつ、講座の開設者が、計画認定前の平成18年4月1日から開設した講座を出席率(80%以上)をもって履修した者に対し、初級システムアドミニストレータ講座(サーティファイ併用)の履修項目と重なっている項目は履修したものと見なし、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

これらの有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、(3)の規定により独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験のうち、初級システムアドミニストレータ講座（サーティファイ併用）については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題または、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。初級システムアドミニストレータ講座（サーティファイ併用）について、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

また、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称 情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目 情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

サーティファイ（情報処理技術者能力認定試験）試験項目		2級
1 情報の基礎理論	基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論	
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語	
	計算量と情報量	
2 データ情報とアルゴリズム	データ構造、アルゴリズムの基礎	
	流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法	
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率	
3 ハードウェア	半導体と集積回路	
	プロセッサ、動作原理	
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置	
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体	
	コンピュータの種類と特徴	

4 基本ソフトウェア	
OSの種類と構成	
プロセス管理、割込み制御	
主記憶管理、仮想記憶	
入出力制御、ジョブ管理	
ファイル管理、障害管理	
ヒューマンインタフェース、日本語処理	
ミドルウェア	
5 システム構成と方式	
システム構成方式、処理形態	
システム性能、信頼性	
応用システム	
6 システム開発と運用	
プログラム構造、制御構造	
プログラム言語、言語処理系	
EUC、EUD、ソフトウェアの利用	
開発手法、設計手法、テスト手法	
開発環境と開発管理	
システムの環境整備、運用管理	
システムの保守	
7 ネットワーク技術	
プロトコルと伝送制御	
符号化と伝送制御	
LANとインターネット	
電気通信サービス	
ネットワーク性能	
伝送媒体、通信装置	
ネットワークソフト	
8 データベース技術	
データベースモデル	
データの分析・正規化	
データ操作	
データベース言語、SQLの利用	
DBMSの機能と特徴	
データベース制御機能(排他制御、リカバリ)	
分散データベース	

9	セキュリティ	
	セキュリティ対策	
	インテグリティ対策	
	プライバシー保護	
	可用性・安全対策	
	リスク管理	
10	標準化	
	開発と取引の標準化	
	情報システム基盤の標準化	
	データの標準化	
	標準化組織	
11	情報化と経営	
	経営管理（経営戦略、組織と役割、マーケティングなど）	
	情報化戦略（業務改善など）	
	財務会計（会計基準、財務諸表など）	
	管理会計（損益分岐点、原価管理など）	
	IE 分析手法、管理図	
	確率と統計	
	最適化問題、意志決定理論	
	情報システムの活用（ビジネスシステム、企業間システムなど）	
	関連法規（情報通信、知的財産権）	
	関連法規（労働、取引、安全、法律、倫理など）	
12	表現能力	
	発表技術	
	文章の書き方	
	マルチメディアの利用	

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

別 紙 2

1 特定事業の名称

1132(1144)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

専門学校 アレック情報ビジネス学院(青森県八戸市廿三日町11)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社 サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

専門学校 アレック情報ビジネス学院

基本情報技術者講座(サーティファイ併用) ... 表2参照(履修計画)

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座は、民間資格を取得するための試験「サーティファイ情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

また、平成17年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「サーティファイ情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、かつ、講座の開設者が、計画認定前の平成18年4月1日から開設した講座を出席率(80%以上)をもって履修した者に対し、基本情報技術者講座(サーティファイ併用)の履修項目と重なっている項目は履修したものと見なし、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

これらの有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、(3)の規定により独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験のうち、基本情報技術者講座（サーティファイ併用）については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題または、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。基本情報技術者講座（サーティファイ併用）について、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

また、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称 情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目 情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

サーティファイ（情報処理技術者能力認定試験）試験項目		2級
1 情報の基礎理論	基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論	
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語	
	計算量と情報量	
2 データ情報とアルゴリズム	データ構造、アルゴリズムの基礎	
	流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法	
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率	
3 ハードウェア	半導体と集積回路	
	プロセッサ、動作原理	
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置	
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体	
	コンピュータの種類と特徴	

4 基本ソフトウェア	
OSの種類と構成	
プロセス管理、割込み制御	
主記憶管理、仮想記憶	
入出力制御、ジョブ管理	
ファイル管理、障害管理	
ヒューマンインタフェース、日本語処理	
ミドルウェア	
5 システム構成と方式	
システム構成方式、処理形態	
システム性能、信頼性	
応用システム	
6 システム開発と運用	
プログラム構造、制御構造	
プログラム言語、言語処理系	
EUC、EUD、ソフトウェアの利用	
開発手法、設計手法、テスト手法	
開発環境と開発管理	
システムの環境整備、運用管理	
システムの保守	
7 ネットワーク技術	
プロトコルと伝送制御	
符号化と伝送制御	
LANとインターネット	
電気通信サービス	
ネットワーク性能	
伝送媒体、通信装置	
ネットワークソフト	
8 データベース技術	
データベースモデル	
データの分析・正規化	
データ操作	
データベース言語、SQLの利用	
DBMSの機能と特徴	
データベース制御機能（排他制御、リカバリ）	
分散データベース	

9	セキュリティ	
	セキュリティ対策	
	インテグリティ対策	
	プライバシー保護	
	可用性・安全対策	
	リスク管理	
10	標準化	
	開発と取引の標準化	
	情報システム基盤の標準化	
	データの標準化	
	標準化組織	
11	情報化と経営	
	経営管理（経営戦略、組織と役割、マーケティングなど）	
	情報化戦略（業務改善など）	
	財務会計（会計基準、財務諸表など）	
	管理会計（損益分岐点、原価管理など）	
	IE 分析手法、管理図	
	確率と統計	
	最適化問題、意志決定理論	
	情報システムの活用（ビジネスシステム、企業間システムなど）	
	関連法規（情報通信、知的財産権）	
	関連法規（労働、取引、安全、法律、倫理など）	
12	表現能力	
	発表技術	
	文章の書き方	
	マルチメディアの利用	

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。